

第 7 5 1 号
平成29年 2月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	1	2
告 示	番号	頁数
・公示送達について	6	2
・公示送達について	7	3
・公示送達について	8	3
・放置自転車等の保管について	9	3
・放置自転車等の保管について	10	4
・公示送達について	11	4
・放置自転車等の保管について	12	4
・放置自転車等の保管について	14	5
・放置自転車等の保管について	15	5
・放置自転車等の保管について	16	6
・放置自転車等の保管について	17	6
・放置自転車等の保管について	18	6
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	19	7
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	20	7
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	21	7
・放置自転車等の保管について	22	7
・放置自転車等の保管について	23	8
・放置自転車等の保管について	24	8
・放置自転車等の保管について	25	9
・放置自転車等の保管について	26	9
・放置自転車等の保管について	27	9
・天理市道路線の認定について	28	10
・放置自転車等の保管について	29	10
・放置自転車等の保管について	30	10
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	31	11
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	32	11
・放置自転車等の保管について	33	11
・放置自転車等の保管について	34	12

・放置自転車等の保管について	35	12
・放置自転車等の保管について	36	13
・放置自転車等の保管について	37	13
・放置自転車等の保管について	38	13
・放置自転車等の保管について	39	14
・放置自転車等の保管について	40	14
・公示送達について	41	15
・放置自転車等の保管について	42	15
・放置自転車等の保管について	43	15
・放置自転車等の保管について	44	16
・放置自転車等の保管について	45	16
・放置自転車等の保管について	46	16
・放置自転車等の保管について	47	17
・公示送達について	48	17
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	49	18
・放置自転車等の保管について	50	18
・放置自転車等の保管について	51	18
・放置自転車等の保管について	52	19
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	53	19
・放置自転車等の保管について	54	19
・放置自転車等の保管について	55	20
・放置自転車等の保管について	56	20
・放置自転車等の保管について	57	20
・放置自転車等の保管について	58	21
公 告	番号	頁数
・市有財産売払公告について	1	21
・大和都市計画事業山の辺第一工区A 工区土地区画整理審議会委員選挙の 委員数について	2	23
・大和都市計画事業山の辺第一工区A 工区土地区画整理審議会委員選挙選 挙人名簿の縦覧について	3	23
・農用地利用集積計画について	4	24

・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	5	24
・大和都市計画地区計画の原案の縦覧について	6	24
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の開催について	1	28
・天理市指定文化財の指定について	2	28
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	1	28
選挙管理委員会	番号	頁数

・選挙人名簿の縦覧について	1	28
公営企業	番号	頁数
・一般競争入札について【公告】	1	28
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	2	31
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	3	31
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	4	32
・一般競争入札について【公告】	5	32
・一般競争入札について【公告】	6	34

規 則

(平成29年 1月10日 掲示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 1月10日

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第4号建設工事請負契約書第47条第2項及び第3項を削る。

様式第4号建設工事請負契約書第47条の2第2項及び第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（契約が解除された場合等の違約金）

第47条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）前2条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項に規定する違約金に充当することができる。

様式第4号建設工事請負契約書第48条第2項中「前条第2項及び第3項」を「前条第1項及び第3項」に改める。

様式第4号建設工事請負契約書第51条第3項及び第8項中「第47条の2」の次に「、第47条の3第2項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成29年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第6号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 1月 6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第7号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 1月 6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第8号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 1月 6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月 6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 1月 6日

3 移動対象区域

天理市田井庄町708番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 1月 6日から平成29年 3月 7日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
- (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年 1月 6日 揭示済)

天理市告示第10号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月 6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月 6日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月 6日から平成29年 3月 7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月10日 揭示済)

天理市告示第11号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 1月10日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して、7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 1月10日 揭示済)

天理市告示第12号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 1月10日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月10日から平成29年3月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月11日揭示済)

天理市告示第14号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年1月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月11日から平成29年3月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月11日揭示済)

天理市告示第15号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年1月11日
- 3 移動対象区域
天理市石上町428番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月11日から平成29年3月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月11日 掲示済)

天理市告示第16号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月11日
 - 3 移動対象区域
天理市三島町580番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月11日から平成29年 3月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月11日 掲示済)

天理市告示第17号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月11日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町395番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月11日から平成29年 3月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月12日 掲示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月12日から平成29年 3月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月13日 揭示済)

天理市告示第19号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、海知町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 1月13日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市佐保庄町231番地	嶋岡 均
変更後	代表者	天理市佐保庄町237番地	藤野 芳孝
変更年月日		平成29年 1月 8日	

(平成29年 1月13日 揭示済)

天理市告示第20号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 1月13日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市岸田町537番地 1	山尾 芳明
変更後	代表者	天理市岸田町464番地	冬木 文祥
変更年月日		平成29年 1月10日	

(平成29年 1月13日 揭示済)

天理市告示第21号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、竹之内町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 1月13日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市竹之内町41番地	奥本 章
変更後	代表者	天理市竹之内町92番地	沢辺 和夫
変更年月日		平成29年 1月 1日	

(平成29年 1月13日 揭示済)

天理市告示第22号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 1月13日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月13日から平成29年3月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月16日揭示済)

天理市告示第23号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年1月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月16日から平成29年3月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年1月16日揭示済)

天理市告示第24号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年1月16日
- 3 移動対象区域
天理市上総町149番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月16日から平成29年3月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月16日 掲示済)

天理市告示第25号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月16日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町1 2 2番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月16日から平成29年 3月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月16日 掲示済)

天理市告示第26号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月16日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町82番地 3 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月16日から平成29年 3月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月16日 掲示済)

天理市告示第27号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年1月16日
- 3 移動対象区域
天理市柳本町216番地3先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月16日から平成29年3月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 (以下 略)

(平成29年1月17日揭示済)

天理市告示第28号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条2項の規定に基づき、下記のとおり市道の路線を認定する。その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成29年1月17日

天理市長 並 河 健

記

路線認定の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる経過地	摘要
775号	布留川自転車歩行者道線	起点 田町市道20号線分岐 終点 丹波市町市道23号線合接		自転車歩行者専用道路

(平成29年1月17日揭示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年1月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年1月17日から平成29年3月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 (以下 略)

(平成29年1月18日揭示済)

天理市告示第30号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月18日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町180番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月18日から平成29年 3月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月19日揭示済)

天理市告示第31号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、二階堂上ノ庄町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 1月19日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市二階堂上ノ庄町315番地1	井南 昭次
変更後	代表者	天理市二階堂上ノ庄町284番地	松村 禎二
変更年月日		平成29年 1月9日	

(平成29年 1月19日揭示済)

天理市告示第32号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、新泉町新町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 1月19日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市新泉町65番地13	山中 慶三
変更後	代表者	天理市新泉町481番地	八田 定夫
変更年月日		平成29年 1月14日	

(平成29年 1月19日揭示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 1月19日
- 3 移動対象区域
天理市永原町675番地3先放置禁止区域外
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月19日から平成29年3月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年1月19日揭示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月19日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年1月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月19日から平成29年3月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年1月20日揭示済)

天理市告示第35号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年1月20日

3 移動対象区域

天理市川原城町731番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月20日から平成29年3月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月20日 揭示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月20日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町5 6 5番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月20日から平成29年 3月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月23日 揭示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月23日から平成29年 3月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月23日 揭示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 1月23日

3 移動対象区域

天理市西長柄町639番地2先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 1月23日から平成29年 3月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月24日 揭示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年 1月24日

3 移動対象区域

天理市田井庄町703番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 1月24日から平成29年 3月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月24日 揭示済)

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 1月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 1月24日から平成29年 3月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月25日 揭示済)

天理市告示第41号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 1月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 1月25日 揭示済)

天理市告示第42号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月25日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 1月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年 1月25日から平成29年 3月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年 1月26日 揭示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年 1月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月26日から平成29年3月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年1月26日揭示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成29年1月26日

3 移動対象区域

天理市石上町568番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月26日から平成29年3月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年1月27日揭示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年1月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年1月27日から平成29年3月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年1月30日揭示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月30日から平成29年 3月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月30日揭示済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月30日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町427番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月30日から平成29年 3月31日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 1月31日揭示済)

天理市告示第48号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 1月31日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 1月31日 掲示済)

天理市告示第49号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、九条町筑紫自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 1月31日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市九条町398番地	中嶋 勝昭
変更後	代表者	天理市九条町395番地	清水 行雄
変更年月日		平成29年 1月 9日	

(平成29年 1月31日 掲示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 1月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月31日から平成29年 4月 1日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間(以下 略)

(平成29年 1月31日 掲示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 1月31日
- 3 移動対象区域
天理市樺本町349番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月31日から平成29年 4月 1日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年 1月31日 掲示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 1月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 1月31日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町780番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 1月31日から平成29年 4月 1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第53号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、九条町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成29年 2月 1日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市九条町100番地	東田 邦種
変更後	代表者	天理市九条町82番地	大封 隆
変更年月日		平成29年 1月 9日	

(平成29年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 2月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 1月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 2月 1日から平成29年 7月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミデイ総合管理㈱ 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年 2月 1日 掲示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月 1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 2月 1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 2月 1日から平成29年 4月 2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月 2日 掲示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月 2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 2月 2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 2月 2日から平成29年 4月 3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2月 3日 掲示済)

天理市告示第57号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 2月 3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成29年 2 月 3 日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 2 月 3 日から平成29年 4 月 4 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 2 月 3 日揭示済)

天理市告示第58号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 2 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 2 月 3 日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町731番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 2 月 3 日から平成29年 4 月 4 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成29年 1 月 16 日揭示済)

天理市公告第 1 号

市有財産売却公告

市有財産（物品）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定に基づき公告する。

平成29年 1 月 16 日

天理市長 並 河 健

- 1 一般競争入札に付する物件
以下の物件を入札に付し、売り払う。

【動産：車両】

物件番号 (区分番号)	物件名称	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車両①	☆平成15年式パッカー車「ニッサンディーゼル」 【走行距離 102,783km】	100,000	10,000
車両②	☆平成15年式パッカー車「ニッサンディーゼル」 【走行距離 122,918km】	100,000	10,000
車両③	☆平成15年式パッカー車「ニッサンディーゼル」 【走行距離 104,371km】	100,000	10,000

※予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）とは、あらかじめ天理市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 前記(2)(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 天理市が定める天理市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるYahoo!オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができる者であること。
- (7) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有した者であること。
- (8) 「3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。
- (9) 当該市有財産の売払いに関する事務に従事する天理市職員でないこと。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み手続

一般競争入札に参加しようとする者は、平成29年1月16日（月）午後1時から平成29年2月3日（金）午後2時までの間に、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込み手続を行うこと。

(2) 本申込み手続

参加申込み（本申込み）は、(1)により仮申込み手続を完了した後、平成29年2月3日（金）までに所定の申込書に必要書類を添付し、天理市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。（郵送の場合は、平成29年2月3日（金）までの消印を有効とする。）

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所

天理市川原城町605番地 天理市役所総務部総務課総務係

(2) 期 間

平成29年1月16日（月）午後1時から平成29年2月3日（金）午後2時まで

5 入札説明書（市ガイドライン）を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 下見

事前に連絡すれば、物件を下見することができる。

(1) 場 所 奈良県天理市嘉幡町180番地 天理市環境クリーンセンター

(2) 日 時 平成29年1月30日（月）から平成29年2月3日（金）まで
午前9時から午後4時

(3) 連絡先 天理市総務部総務課総務係

電話番号 0743-63-1001

メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

※入札物件を下見して確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所

公有財産売却システム上

(2) 入札期間

平成29年2月17日（金）午後1時から平成29年2月24日（金）午後1時まで

(3) 開 札

平成29年2月24日（金）午後1時から

8 入札の方法

(1) 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

(2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、天理市が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参

加しようとする者名義で納付しなければならない。なお入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は入札に参加しようとする者の負担とする。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。（申出により契約保証金に充当する場合を除く。）
- (4) 落札者が、天理市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は天理市に帰属する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

11 落札者の決定の方法

入札期間終了後、天理市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、平成29年3月3日（金）午後5時までに、天理市が定めた契約保証金（予定価格の100分の10）を納付のうえ契約を締結しなければならない。

13 売払代金の納入

契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。

この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を平成29年3月10日（金）午後2時までに天理市が指定する口座への銀行振込（振込手数料等は落札者の負担とする。）により一括納入しなければならない。

14 落札した売払物件の引渡しの期限及び場所

売払代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま天理市が指定する場所において直接引き渡す。

- (1) 期 限 天理市が指定する日時まで
- (2) 場 所 上記6に掲げる場所

15 その他

- (1) 契約、引渡しその他要する費用は、すべて落札者の負担とする。
- (2) 落札者が売払代金を完納した時点で、所有権は、落札者に移転する。
- (3) 天理市は瑕疵担保責任を負わない。
- (4) 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。
- (5) 契約書作成の可否については、作成を要する。
- (6) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地
天理市総務部総務課総務係
電話番号 0743-63-1001
メールアドレス soumu@city.tenri.nara.jp

(平成29年1月26日揭示済)

天理市公告第2号

平成29年2月26日に実施する大和都市計画事業山の辺第一工区A工区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の公告により確定し、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので公告する。

平成29年1月26日

天理市長 並 河 健

- 1 宅地所有者から選挙すべき委員の数 6人
- 2 借地権者から選挙すべき委員の数 2人

(平成29年1月26日揭示済)

天理市公告第3号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により下記のとおり選挙人名簿を二週間公衆に縦覧し、異議の申出がなかったため、同令第22条第1項の規定により公告する。

平成29年1月26日

天理市長 並 河 健

- 1 縦覧期間 平成29年1月 4日から平成29年1月17日まで
- 2 縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所建設部まちづくり事業課 区画整理推進室
- 3 縦覧者数 2人
- 4 異議の申出 なし

(平成29年 2月1日 揭示済)

天理市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成29年 2月 1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成29年 2月 1日 揭示済)

天理市公告第5号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成29年 1月31日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成29年 2月 1日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970300998	
名称	さくらデイサービスらぼ〜る大和郡山	
所在地	奈良県大和郡山市馬司町630-1	
申請者	名称	株式会社 ラポール
	主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥梅町三丁10番5号
	代表者の氏名	宮成 美智代
	代表者の住所	大阪府堺市美原区北余部353番地8
指定年月日	平成29年 1月31日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(平成29年 2月 3日 揭示済)

天理市公告第6号

大和都市計画地区計画の案を作成するため、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成3年 3月20日条例第11号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月 3日

天理市長 並 河 健

1. 地区計画等の種類

地区計画

2. 地区計画の名称

杣之内町元山口方地区地区計画

3. 地区計画の位置

天理市杣之内町の一部

4. 地区計画の区域

別添図面のとおり

5. 地区計画の面積

約2.9ha

6. 縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部まちづくり計画課

7. 地区計画の原案の縦覧期間

平成29年 2月 3日から平成29年 2月17日まで

8. 地区計画の原案に対する意見書の提出方法

この地区計画の原案について意見書を提出しようとする者は、天理市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成3年 3月20日規則第9号）第2条に規定する意見書に、住所、氏名、電話番号、本地区計画の名称、権利を有する土地の所在、権利の種類及びその面積を記載し押印したうえで、意見の要

平成29年2月10日 金曜日

天理市公報

旨及びその理由を具体的に記載し、権利を有する土地の付近見取り図を添えて、天理市建設部まちづくり計画課に平成29年2月24日までに必着するよう提出すること。

大和都市計画柚之内町元山口方地区地区計画の原案

閱 覧 者 名 簿

整理 番号	縦 覧 年月日	縦 覧 者 氏 名	縦 覧 者 住 所
1	H29. 2.		
2	H29. 2.		
3	H29. 2.		
4	H29. 2.		
5	H29. 2.		
6	H29. 2.		
7	H29. 2.		
8	H29. 2.		
9	H29. 2.		
10	H29. 2.		
11	H29. 2.		
12	H29. 2.		
13	H29. 2.		
14	H29. 2.		
15	H29. 2.		

大和都市計画柚之内町元山口方地区地区計画の原案

閱 覧 者 名 簿

整理 番号	縦 覧 年月日	縦 覧 者 名 氏 名	縦 覧 者 所 住 所
16	H29. 2.		
17	H29. 2.		
18	H29. 2.		
19	H29. 2.		
20	H29. 2.		
21	H29. 2.		
22	H29. 2.		
23	H29. 2.		
24	H29. 2.		
25	H29. 2.		
26	H29. 2.		
27	H29. 2.		
28	H29. 2.		
29	H29. 2.		
30	H29. 2.		

教育委員会

(平成29年 1月 6日 掲示済)

天教告示第 1号

平成29年 1月11日午後 1時30分から 1月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成29年 1月 6日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(平成29年 1月11日 掲示済)

天教告示第 2号

天理市文化財保護条例（昭和54年6月天理市条例第16号）第 5条第 1項の規定により、次のとおり天理市指定文化財に指定する。
平成29年1月11日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

種 類	有形文化財（彫刻）
名称及び員数	木造毘沙門天立像 一軀
所 在 地	天理市田町 本郷
所 有 者	田町区

農業委員会

(平成29年 1月30日 掲示済)

天農委告示第 1号

平成29年 2月 8日午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成29年 1月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1号 農地法第 3条に関する申請について
議案第 2号 農地法第 5条に関する申請について
議案第 3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 4号 農用地利用配分計画について
議案第 5号 別断面積（下限面積）の検討について
議案第 6号 その他
①市街化区域の専決処分について（報告）
②相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

選挙管理委員会

(平成29年 2月 3日 掲示済)

天選告示第 1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1項及び第30条の 7第 1項の規定により、平成29年 3月 3日から同月 7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成29年 2月 3日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内天理市選挙管理委員会事務局

公営企業

(平成29年 1月10日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 1号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5第 2項及び第167条の 6第 1項の規定により公告する。

平成29年 1月10日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 長寿命化対策 管路施設改築更新及び修繕工事(その3)
- (2) 工事場所 天理市田井庄町外
- (3) 工事概要 工事延長 L=835.3m
 管路布設替工 VUφ200mm L=77.7m
 管路更生工 φ250mm L=672.7m
 管路更生工 φ700mm L=84.9m
 マンホール蓋取替工 N=37箇所
 管路清掃工 L=757.5m
 マンホール修繕工 N=3箇所
 試掘工 N=1箇所
 付帯工 N=1式
- (4) 工期 平成29年3月24日まで
- (5) 予定価格 87,421,680円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札価格調査

低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成28年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 (株) シードコンサルタント
 所在地 奈良県奈良市芝辻町2-10-6

第3 入札担当部課

〒632-8558
 天理市川原城町600番地10
 天理市上下水道局 総務課 庶務係
 電話番号 0743-63-1001 内線838

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

(1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 公開場所 第3に同じ。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

(1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。

① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。

② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。

③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 送 付 先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留

天理市上下水道局 総務課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。

(3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

(4) 落札候補者については、次によるものとする。

① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準（3）イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。

② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずし

も落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 金額については、契約金額の10分の1以上とし、保証方法等については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表 (入札日程)

長寿命化対策 管路施設改築更新及び修繕工事(その3)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年1月10日(火) から 平成29年1月19日(木) まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年1月10日(火) から 平成29年1月19日(木) まで
質問書の提出期限日	平成29年1月23日(月)
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成29年1月26日(木)
質問書への回答日	平成29年1月26日(木)
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成29年1月30日(月)
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成29年2月1日(水)
入札書提出期限日	平成29年2月9日(木)
開札の日時	平成29年2月10日(金) 午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年2月10日(金) 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成29年1月10日揭示済)

天理市上下水道局公告第2号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年1月10日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第9処理分区	勾田町の一部

(平成29年1月12日揭示済)

天理市上下水道局公告第3号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年1月12日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第9処理分区	西井戸堂町の一部

(平成29年 1月12日 掲示済)

天理市上下水道局公告第4号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年 1月12日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部

(平成29年 1月24日 掲示済)

天理市上下水道局公告第5号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 1月24日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 農業集落排水事業マンホールポンプ場非常通報装置更新工事
- (2) 工事場所 天理市福住町・山田町地内
- (3) 工事概要 非常通報装置更新工 一式
非常通報装置 11箇所
- (4) 工期 平成29年3月31日まで
- (5) 予定価格 10,832,940円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札価格調査

調査基準価格の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

(7) 競争入札参加資格の確認

開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において電気通信工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、電気通信工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における電気通信工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 過去5年以内（平成23年4月1日から本工事の公告日の前日までとする。）に、地方公共団体が発注する汚水用マンホールポンプの非常通報装置（クラウド型監視システム）の設置工事（1契約で非常通報装置を10箇所以上設置したものに限り。）を元請契約し、履行完了した実績を有する者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者を、この工事を行う期間中配置できること。
 - ① 電気通信工事の主任技術者となり得る国家資格等（実務経験によるものを含む。）を有する者

② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

第4 入札説明書の交付

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加申込書の提出

(1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申込書の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。

(2) 仕様書の公開

① 公開期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 公開場所 第3に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

④ 回 答 別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

第7 入札書等及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

(1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書(様式第2号)及び請負代金内訳書(工事費内訳書。以下「入札書等」という。)並びに競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 入札書等並びに申請書及び資料の提出

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

⑤ 送 付 先 〒632-8799

日本郵便株式会社 天理郵便局 留

天理市上下水道局 総務課 行

⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。

⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書及び工事費内訳書をそれぞれ1通入れ、封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。

⑧ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(3) 入札書等並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 入札書等並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

(1) 入札の執行回数は、1回限りとする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者について事後審査を行い、落札者(調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。)を決定する。

(3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。

(4) 落札候補者については、次によるものとする。

① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領(以下「要領」という。)別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は、失格とする。

② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

③ 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効(無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。)

(1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札

(2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札

(3) 第7に掲げる入札の方法によらない入札

(4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札

(5) 入札説明書及び仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表(入札日程)

農業集落排水事業マンホールポンプ場非常通報装置更新工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年1月24日(火)から 平成29年2月2日(木)まで
申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年1月24日(火)から 平成29年2月2日(木)まで
質問書の提出期限日	平成29年2月6日(月)
質問書への回答日	平成29年2月9日(木)
入札書等の提出期限日	平成29年2月16日(木)
申請書及び資料の提出期限日	平成29年2月16日(木)
開札の日時	平成29年2月17日(金) 午前10時
くじを行う場合の日時	平成29年2月17日(金) 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成29年1月24日掲示済)

天理市上下水道局公告第6号

一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成29年1月24日

天理市上下水道事業管理者

藤田俊史

第1 競争入札に付する事項等

(1) 業務委託名 下水道管路施設長寿命化計画(第二次)策定業務委託

(2) 業務委託場所 天理市公共下水道区域内

(3) 業務概要 管路施設長寿命化計画策定 L = 3.0km

対象施設の選定

診断

対策範囲の検討

長寿命化対策検討対象施設の検討

長寿命化対象施設の抽出と事業量の算定

- (4) 工 期 平成29年3月24日まで
(5) 予定価格 11,762,280円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札価格調査

調査基準価格及び失格基準価格（その価格を下回る入札を行ったときは失格となる。）の設定を行い、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、落札者とならない場合がある。

(7) 競争入札参加資格の確認

開札後、第2に掲げる本入札の競争入札参加資格を有することを確認（以下「事後審査」という。）し、落札者を決定する。

第2 競争入札参加資格

(1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成16年3月天理市告示第77号）第2条第1項に規定する競争入札参加資格審査において建設コンサルタント（下水道部門）の登録を受けた業者（奈良県内に本店又は営業所（局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この業務に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 過去5年以内（平成23年4月1日から公告日まで。以下同じ。）に履行完了した同種業務の元請実績を有すること。なお、同種業務とは、次に掲げる下水道管路施設に係る手引き等に基づく短期改築計画（長寿命化計画）策定業務で、計画策定面積20ha以上又は計画策定延長L=1.0km以上の業務をいう。

ア 下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)（国土交通省）

イ スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)（国土交通省）

ウ 下水道事業のStockマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版（国土交通省）

③ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。

④ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

⑤ その他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者を、この業務を行う期間中配置できること。なお、各技術者の兼務は不可とする。

① 管理技術者として、技術士（総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者で、過去5年以内に同種業務（第2(2)②後段と同じ。）に管理技術者として従事し、履行完了した実績を有する者

② 照査技術者として、技術士（総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者で、過去5年以内に同種業務（第2(2)②後段と同じ。）に従事し、履行完了した実績を有する者

③ 担当技術者として、技術士（総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者で、過去5年以内に同種業務（第2(2)②後段と同じ。）に従事し、履行完了した実績を有する者

④ 入札の申込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

第4 入札説明書の交付

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 第3に同じ。
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加申込書の提出

(1) 本競争入札への参加希望者は、競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を、次の(2)のとおり提出すること。

(2) 申込書の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3に同じ。

③ 提出部数 各1部

- ④ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 次の(2)のとおり仕様書を公開し、申込書を提出した者に対して仕様書を貸与する。また、貸与を受けた仕様書は、入札の日までに返却すること。
- (2) 仕様書の公開
- ① 公開期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 公開場所 第3に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書の提出等
質疑がない場合は提出の必要ありません。
- ① 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。(郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。)
- ④ 回 答 別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

第7 入札書及び競争入札参加資格の確認書類の提出等

- (1) 第5に掲げる申込書を提出した者は、入札書並びに競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を、次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 入札書並びに申請書及び資料の提出
- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- ⑤ 送 付 先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- ⑥ 日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
- ⑦ 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書を1通入れ、封かんし表側に業務名及び入札者名を記載した上で、申請書及び資料とともに外封筒に入れること。
- ⑧ 外封筒の表面に、開札日、業務名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (3) 入札書並びに申請書及び資料を送付した後、提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 入札書並びに申請書及び資料を送付しなかったとき又は提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者(失格基準価格を下回る入札を行い失格となった者を除く。)について事後審査を行い、落札者(調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。)を決定する。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
- ① 天理市上下水道局建設コンサルタント等業務委託に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
- ② 予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効(無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。)

- (1) 本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に掲げる競争入札参加資格がない者のなした入札
- (3) 第7に掲げる入札の方法によらない入札
- (4) 局に対し虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
- (5) 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表 (入札日程)

下水道管路施設長寿命化計画(第二次)策定業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年1月24日(火) から 平成29年2月2日(木) まで
申込書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年1月24日(火) から 平成29年2月2日(木) まで
質問書の提出期限日	平成29年2月6日(月)
質問書への回答日	平成29年2月9日(木)
入札書の提出期限日	平成29年2月16日(木)
申請書及び資料の提出期限日	平成29年2月16日(木)
開札の日時	平成29年2月17日(金) 午前11時
くじを行う場合の日時	平成29年2月17日(金) 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。